



2026年2月18日

各位

会社名 株式会社 Zenmu Tech
代表者名 代表取締役社長 CEO 阿部 泰久
(コード番号:338A 東証グロース)
問合せ先 取締役 CFO 兼 CWO 酒井 茂輝
(TEL.03-6260-6195)

監査等委員会設置会社への移行、役員の異動及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2026年3月26日開催予定の第12期定時株主総会で承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行することを決議いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社後の役員の異動及び定款の一部変更について、同株主総会へ付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行について

(1) 移行の目的

当社は、取締役会の監督機能を高め、コーポレートガバナンスを強化することにより、経営の透明性を一層向上させるとともに意思決定のさらなる迅速化を可能とするため、監査等委員会設置会社へ移行いたしたいと存じます。

(2) 移行の時期

2026年3月26日開催予定の第12期定時株主総会において、移行に必要な定款変更についてご承認をいただき、監査等委員会設置会社へ移行する予定です。

2. 監査等委員会設置会社移行後の取締役候補者

今般の監査等委員会への移行に伴う役員人事につきまして、下記の通り内定いたしました。なお、各取締役候補者の新役職につきましては、第12期定時株主総会並びに同日開催予定の取締役会及び監査等委員会を経て正式に決定される予定です。

(1) 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の候補者

ふりがな 氏名	新役職名	現役職名
あべ やすひさ 阿部 泰久	代表取締役社長 CEO	同左
くにい しんぺい 國井 晋平	専務取締役 COO 兼 CTO	同左
さかい しげき 酒井 茂輝	取締役 CFO 兼 CWO	同左
しらかわ あきら 白川 彰朗	社外取締役	同左

(2) 監査等委員である取締役候補者

氏名 ふりがな	新役職名	現役職名
佐藤 哲平 さとう てつへい	監査等委員	常勤監査役
高柳 文子 たかなぎ ふみこ	監査等委員(社外)	社外取締役
樽本 哲 たるもと さとし	監査等委員(社外)	社外監査役
轟 芳英 とどろき よしひで	監査等委員(社外)	社外監査役

3. 定款の一部変更について

(1) 変更の目的

監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行います。

(2) 変更の内容

内容については、別紙の通りです。

(3) 変更の日程

株主総会開催日 2026年3月26日

効力発生日 2026年3月26日

以上

(別紙)

(下線部分は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 取締役会2. <u>監査役</u>3. <u>監査役会</u>4. <u>会計監査人</u> <p>第5条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第11条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第18条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は10名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>2 取締役の選任は、累積投票によらない。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 取締役会2. <u>監査等委員会</u> (削除)3. <u>会計監査人</u> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第11条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第18条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>は10名以内とする。</p> <p>2 <u>当社の監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。)は、5名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主</u>が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>2 取締役の選任は、累積投票によらない。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する</u></p>

<p>2 補欠又は増員で選任された取締役の任期は、<u>前任取締役又は他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第 22 条 取締役会は、その決議によって取締役の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会はその決議によって、取締役の中から取締役社長 1 名並びに必要に応じて<u>取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役を定めることができる。</u></p> <p>第 23 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の3日前に各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第 25 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第 26 条 当社は、会社法第 370 条の要件を満たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の議事録) 第 27 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果、その他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>第 28 条 (条文省略)</p>	<p><u>事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>3 補欠として選任された監査等委員の任期は、<u>退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第 22 条 取締役会は、その決議によって、<u>監査等委員でない取締役の中から代表取締役を選定する。</u></p> <p>2 取締役会はその決議によって、<u>監査等委員でない取締役の中から取締役社長 1 名並びに必要に応じて取締役会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役を定めることができる。</u></p> <p>第 23 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第 25 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第 26 条 当社は、会社法第 370 条の要件を満たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(業務執行の決定の取締役への委任) 第 27 条 当社は、<u>会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会の議事録) 第 28 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果、その他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>第 29 条 (現行どおり)</p>
--	---

(取締役の報酬等)

第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 30 条 当会社は、会社法 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。

2 (条文省略)

第5章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

第 31 条 当会社の監査役は4名以内とする。

(選任の方法)

第 32 条 当会社の監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第 33 条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第 34 条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 35 条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急を要するときは、この期間を短縮することができる。

2 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(取締役の報酬等)

第 30 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。

(取締役の責任免除)

第 31 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。

2 (現行どおり)

第5章 監査等委員会

(削 除)

(削 除)

(削 除)

(削 除)

(監査等委員会の招集通知)

第 32 条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急を要するときは、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(監査役会規程) 第 36 条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、<u>監査役会</u>において定める<u>監査役会規程</u>による。</p> <p>(監査役の報酬等) 第 37 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役の責任免除) 第 38 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、<u>会社法第 423 条第 1 項の監査役(監査役であった者を含む。)</u>の責任を法令の限度内において免除することができる。 2 当社は、<u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間で、同法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>第 39 条～第 40 条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等) 第 41 条 会計監査人の報酬等は取締役社長が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計算</p> <p>第 42 条 ～第 43 条 (条文省略)</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第 44 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。 2 当社の中間配当の基準日は、毎年 6 月 30 日とする。</p>	<p>(監査等委員会の決議の方法) 第 33 条 <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査等委員会の議事録) 第 34 条 <u>監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p>(監査等委員会規程) 第 35 条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、<u>監査等委員会</u>において定める<u>監査等委員会規程</u>による。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>第 36 条～第 37 条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等) 第 38 条 会計監査人の報酬等は取締役社長が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計算</p> <p>第 39 条 ～第 40 条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第 41 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。 2 当社の中間配当の基準日は、毎年 6 月 30 日とする。</p>
--	--

<p>3 前項のほか、当社は、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(剰余金の除斥期間) 第 45 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>3 前2項のほか、当社は、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(剰余金の除斥期間) 第 42 条 (現行どおり)</p> <p><u>附則</u> <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> <u>当社は、第 12 期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>
--	---